

公認欠席取扱い規則

(目的)

第1条 この規則は、学生がやむを得ない事由により授業を欠席する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 公認欠席（以下「公欠」という。）とは、第3条の各号に定める要件に該当し、かつ第5条による手続きを行った学生に対して、授業を欠席したものとして取扱わないことをいう。

(公欠事由)

第3条 学校長は次の各号の一に該当する場合には、公欠として認めることができる。ただし、事由によっては一部証明書等を必要とする。

- (1) 公共交通機関の運休及び遅延
- (2) 学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症罹患による出席の停止
- (3) 居住地または通学経路の市町村で警報が発表された場合
- (4) 就職または進学活動（試験当日、内定式当日等）
- (5) 本人の配偶者及び3親等以内の血族並びに2親等以内の姻族の死亡
- (6) 本人の結婚
- (7) 裁判員候補者または裁判員（補充裁判員及び専任予定裁判員を含む。）による裁判所への出廷
- (8) 罹災したとき
- (9) その他学校長が特別に認めた場合

(公欠の期間)

第4条 公欠を認める期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の場合 当該授業時間帯
- (2) 前条第2号の場合 医師の診断書、または本校所定登校許可証明書による期間
- (3) 前条第3号の場合 当該日のみ
- (4) 前条第4号の場合 当該日のみ
- (5) 前条第5号の場合

配偶者及び1親等の血族（父母、子）	連続5日間
2親等の血族（祖父母、孫、兄弟姉妹）及び 1親等の姻族（配偶者の父母、子の配偶者）	連続3日間
3親等の血族（曾祖父母、伯叔父母）及び 2親等の姻族（配偶者の兄弟姉妹、配偶者の祖父母）	1日

- (6) 前条第6号の場合 当該日のみ
- (7) 前条第7号の場合 裁判所から指定された期間
- (8) 前条第8号の場合 学校長が認めた期間

(9) 前条第9号の場合 その都度決定する

2 前項第4号、第5号の場合で、遠隔地に赴く必要があるときは、規定の日数に実際に要する往復の日数を加算することができる。

(手続き)

第5条 公欠の許可を受けようとする学生は、事前に公認欠席願に次の書類を添付し、提出しなければならない。なお、事後の場合は、登校後ただちに提出しなければならない。

- (1) 第3条第1号については、交通機関発行の遅延証明書等
- (2) 第3条第2号については、医師の診断書、または本校所定登校許可証明書
- (3) 第3条第5号については、会葬礼状など事実を証明する書類
- (4) 第3条第6号については、結婚式の案内状等、証明となる書類
- (5) 第3条第7号については、選任手続期日の通知（呼出状）等
- (6) 第3条第8号については、公的機関が発行した罹災（被災）証明書
- (7) 第3条第9号については、学校長が必要と認める書類

(授業の取扱い)

第6条 公欠となる授業の取扱いは、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、実験、演習、実習等については、授業担当教員の指示によるものとする。

附 則

この規則は平成30年4月1日より施行する。

附 則

この規則は平成31年4月1日より施行する。